

# はちのへ空き家ずかん広告掲載基準

令和2年2月10日制定（令和2年2月10日実施）

## 1 趣旨

この基準は、はちのへ空き家ずかん広告掲載取扱要綱第2条第1項第1号から第6号まで及び第3条の規定に関する基準を定めるものであり、はちのへ空き家ずかんへのバナー広告掲載の可否は、この基準に基づき判断する。

## 2 基準

はちのへ空き家ずかんへのバナー広告掲載の基準は、八戸市有料広告掲載基準（平成17年8月9日実施。以下「市基準」という。）を準用する。ただし、市基準4不動産事業アに規定する不動産事業者の所在地、電話番号、認可免許証番号等の明記は、リンク先のウェブサイトにも明記がある場合は省略することができる。